行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	企業局	整理番号	5
許認可等の種類	給水申込の承請	. E			
根拠法令条例等· 条項	水道条例第13条	2			
許認可等の概要	県営水道の供給	合を受けようとする	者に対する承諾		
審査基準 (未設定の場合は その理由)	(1) 配水管への取ること。 (2) 配水管への取しく過大でないこと。 (3) 配水でないこと (4) 水圧、土圧の (5) 凍結、破壊、長 (6) 当糖、プール、 (7) 水槽、プール、	付口の位置は、他付口における給水。 に影響を及ぼすおの他の荷重に対してあること。 最食等を防止するたけの水管その他があるため、	を置の構造及び材質の給水装置の取付管の口径は、当該組合をでは、当該組合のでは、当該組合のでは、当該組合のでは、当該組合のでは、当な措置がはできます。	口から30センチメー合水装置による水の 二直接連結されてい、かつ、水が汚染さ 講ぜられていること されていないこと。 具、施設等に給水す	トル以上離れてい)使用量に比し、著 ないこと。 れ、又は漏れるお 。
基準の制定根拠	-				
標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	3日				
期間の制定根拠	-				